会長		担当理事		会計	

埼医医事第２０４号
令和３年４月２３日

該当郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男

「新型コロナウイルス感染症」補償保険の保険料改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、東京海上日動火災保険㈱から別添にありますように、「新型コロナウイルス感染症」補償保険につきまして、５月１日以降の保険料を値下げする旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

担当　埼玉県医師会医事・福祉課　古戸・星野
電話　０４８－８２４－２６１１

加入組合等 収受 3.4.27 第116号

2021年4月

埼玉県医師会 様

東京海上日動火災保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」補償保険の保険料改定について

拝啓　今般の新型コロナウィルス感染症予防や診療等に最善を尽くされ、地域医療を献身的にお支えいただいている皆様に深く敬意を表します。

このたび、最新のリスク実態を考慮し5/1以降の保険料を改定させていただくとともに、地震や噴火、津波によるおケガや、熱中症による身体障害も補償いたします。

何卒ご検討賜りますようお願い申し上げます。

(*1) 医師・看護師およびこれに準ずる職業・職務の方をいいます。

敬　具

記

1.　補償内容

補償タイプ	①タイプ		②タイプ
被保険者	医師	医師以外	医師、医師以外共通
死亡後遺障害	1,000万円	500万円	5,000万円
入院	15,000円	7,500円	15,000円

上記①、②プランに「天災危険補償（地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるおケガを補償）」、「熱中症危険補償（日射または熱射による身体の障害を補償）」をセットいたします。

2. 5/1以降の改定保険料　※（ ）内は4月以前の保険料です。

	補償タイプ	被保険者	15日	1ヶ月	2ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
保険料（円）	①タイプ	医師	**960**（7,310）	**1,950**（12,310）	**3,900**（17,170）	**11,700**	**23,390**
		医師以外	**480**（3,650）	**980**（6,160）	**1,950**（8,580）	**5,850**	**11,700**
	②タイプ	医師	**3,190**（23,970）	**6,480**（40,210）	**12,960**（56,310）	**38,870**	**77,720**

※6カ月分保険料が従来の1カ月分保険料以下の水準となりましたので、長期加入による手続き簡素化も可能となりますのでご検討賜りますようお願い申し上げます。

補償期間中に特定感染症を発病された場合に保険金をお支払いいたしますので、潜伏期間を考慮し、原則的に業務に従事した最初の勤務日を始期、月内の最終勤務日からその日を含めて15日目を終期として、必要な補償期間を設定してください。※必ず最初の勤務日を補償期間の始期日に設定してください。

《① タイプ・医師の保険料例》

例①　5/1のみ勤務の場合、「15日間」の960円

例②　5/10と5/15勤務の場合、必要な補償期間5/10～5/29（19日間）で「1ヶ月間」の1,950円

※この場合、通知書の補償期間は11/1～11/30と記載いただきますようお願い申し上げます。

以　上